

令和5年度 財務省政策評価実施計画等について

1. 政策評価に関する基本計画等の策定について	1
2. 令和5年度財務省政策評価実施計画等について	2
3. 令和5年度実施計画における「政策の目標」の体系図	3
4. 令和5年度実施計画における主な変更点	4
(1) 政策目標における「施策」の主な変更・追加について	5
(2) 令和4年度と令和5年度の「測定指標」の比較	6
【参考】 財務省におけるデジタル化の取組一覧	8
【参考】 過去5年間ににおける測定指標の推移	10

1. 「政策評価に関する基本計画」等の策定について

○ 財務省における「政策評価に関する基本計画」等の概要

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条において、「行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画を定めなければならない」とされています。

財務省では、政策評価の目的、実施方針、情報の公表等についての基本的事項並びに基本計画や実施計画の策定及び評価書等の作成に当たって政策評価懇談会の意見を取り入れること、などを定めた基本計画及びその他財務省の政策評価に必要な事項を定めた実施要領を5年ごとに策定しています。

現行の基本計画等は、平成30年度～令和4年度を対象として、平成30年3月に策定されていますが、今回新たに令和5年度～9年度を対象として、基本計画等を策定します。

○ 主な改正内容

現行基本計画等は平成31年3月に一部改正を行っていますが、それ以降の新たな動きを適切に反映します。具体的には、規制の事前評価において、令和3年度から、デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの取組が開始されたこと等を踏まえ、実施要領に所要の改正を行います。

なお、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」（令和4年5月）等を踏まえた基本計画等の改正は、基本方針の変更に沿って、来年度以降に行うこととします。

2. 令和5年度財務省政策評価実施計画等について

■ 財務省の政策評価の基本的な枠組み

- 財務省は、政府全体の政策評価法等を踏まえ策定した財務省の基本計画に基づき、その主要な政策分野全てを対象とした目標管理型の実績評価方式により、政策評価（評価期間は4月から翌年3月末まで）を行っています。
（注）上記基本計画（期間は令和5年度から5年間）は、財務省として政策評価の目的や実施方針等の基本的事項を記載。
- 実施計画策定にあたっては、政策評価懇談会を開催し、外部有識者の方々からのご意見を踏まえ、毎年3月末までに策定・公表しております。

3. 令和5年度実施計画における「政策の目標」の体系図

財務省の「政策の目標」の体系図（令和5年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標 2)

財政健全化目標達成に向け、歳入・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標 6）

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出・国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デリスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の基本目標（総合目標）

各政策分野の目標（政策目標）

4. 令和5年度実施計画における主な変更点

令和5年度実施計画は、昨年度と同様の33の「政策の目標」を設定しておりますが、令和4年度実施計画から、主に以下の変更を加えています。

内閣の基本方針等に沿った取組内容等の見直し

令和4年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針である「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等及び現下の政策課題における財務省の取組内容を記載しました。

また、当省の政策評価の更なる改善に取り組むため、測定指標を見直しました。

4. (1) 政策目標における「施策」の主な変更・追加について

<p>○政2-1-2 (税制広報関係)</p>	<p>アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行うことを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政3-1-1 (国債発行関係)</p>	<p>GX経済移行債の具体的な発行方法については、GX実行会議での議論や市場参加者の意見も踏まえ、関係省庁で協力して検討することを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政3-3-3 (国有財産関係)</p>	<p>相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応していくことを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政5-2-2 (税関関係)</p>	<p>令和6年1月からRILO・AP(WCOアジア・太平洋地域情報連絡事務所)を日本がホストすることとなり、アジア・太平洋地域内における安全・安心な社会の確保、適切な関税の徴収、関税法違反に対する効率的な取締の実施に貢献するために、アジア・大洋州地域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進していくことを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政5-3-2 (税関関係)</p>	<p>経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を推進していくことを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政5-3-3 (税関関係)</p>	<p>産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書の一層迅速なやり取りを可能とするため、日インドネシアEPAにおける原産地証明書のデータ交換について、本年4月からのパイロット運用を経て6月中の運用開始を目指します。さらに、タイ及びASEANとの間でも原産地証明書のデータ交換の早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていくことを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政6-1-5 (対内直接投資関係)</p>	<p>経済安全保障への対応として、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図ることを取組内容に追加しました。</p>
<p>○政6-2-2 (ウクライナ支援関係)</p>	<p>国際社会ではウクライナの復旧・復興を見据えた議論も進んでおり、我が国としても、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討しています。財務省では、国際開発金融機関(MDBs)の知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、ウクライナへの財政支援や、復旧・復興支援のためのMDBsの取組への貢献や、国際協力銀行(JBIC)とMDBsの連携強化を進めていくことを取組内容に追加しました。</p>

4. (2) 令和4年度と令和5年度の「測定指標」の比較①

目 標	令和4年度	令和5年度	変更の内容
総合目標5 (世界経済)	(新設)	定性 総5-1-B-4	<p>北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、資金凍結の措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時適切に実施するとともに、FATFの多国間枠組みを通じて行われるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際基準の策定・履行に参画し、世界全体での対策の実効性向上を図ることを通して、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つことが、近年ますます重要であることから、測定指標を新たに設定いたしました。</p> <p>なお、旧測定指標である総5-1-B-4「質の高いインフラ投資の推進」については、依然重要なテーマですが、世界経済の発展への貢献と日本経済の成長を同時に実現するためには、橋や道路、港湾などのハードのインフラのみならず、グリーン・デジタルの技術等のソフトのインフラも含めて展開していく必要があることを踏まえ、旧測定指標のようにハードのインフラのみに焦点を当てるべきではないという観点から、総5-1-B-3「ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進」の中に記載し、整理しなおすことといたしました。</p>
		国際金融システムの濫用防止	
政策目標3-3 (国有財産関係)	(新設)	定性 政3-3-3-B-5	<p>所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設され、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められていることから、測定指標を新たに設定いたしました。</p>
		相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施	
政策目標6-2 (ウクライナ支援関係)	(新設)	定性 政6-2-2-B-4	<p>令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であることから、測定指標を新たに設定いたしました。</p>
		ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援	

4. (2) 令和4年度と令和5年度の「測定指標」の比較②

目 標	令和4年度	令和5年度	変更の内容
政策目標5-2 (貿易円滑化)	定量 政5-2-2-A-1	定性 政5-2-2-B-1	<p>貿易円滑化の推進を図るに当たり、これまで税関相互支援協定等の締結数を測定指標としてきましたが、税関相互支援協定に加え、近年における経済連携協定の締結の推進もあり、令和5年1月時点において、既に39カ国との間で税関相互支援協定等が締結済みとなっています。この結果、既締約国との貿易額が我が国の貿易額全体に占める割合は9割近くに達しており(令和4年1月～12月)、新規に税関相互支援協定等を締結しても貿易額に占める締結国の割合の大幅な増加は見込まれない状況です。既に主要な貿易相手国との間で税関相互支援協定等の枠組みの構築が済んでいる中、さらに貿易の円滑化を推進するためには、税関相互支援協定等を締結済みの国との間で、既に構築した枠組みをフルに活用することにより、税関当局との協力を通じた水際取締りを推進することがより重要となっています。引き続き締結の必要性の高い国との間で税関相互支援協定等の締結に取り組みますが、貿易円滑化の取組の推進状況を測定する指標としては、同協定等の締結数を用いることは必ずしも適切ではなくなっております。</p> <p>こうした事情を踏まえ、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進状況を測定する指標としての適切性を再検討した結果、本測定指標についてはその位置づけを見直すこととし、今後は、政5-2-2-B-1の中で、同指標を参考指標として活用しながら評価することといたします。</p>
	税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数	税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	
政策目標5-3 (税関手続)	定量 政5-3-2-A-2	定性 政5-3-2-B-1	<p>当該指標については、平成26年から始まった出港前報告制度の効果的な活用を図るために設定していたものですが、これまでの実績値のとおり、出港前報告情報を活用した検査は一定程度行っております。他方、検査対象貨物の選定にあたっては、出港前報告情報のほかに、輸入申告時の情報や関係機関からの情報など、様々な情報を活用している状況であり、出港前報告情報のみを活用した指標の必要性は、制度設立当時と比べ低くなっています。</p> <p>また、当該指標については、出港前報告情報以外の情報による検査が増加した場合には、数値が下がってしまうことから、密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を測定する指標としての適切性を再検討した結果、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。</p> <p>よって、今後は政5-3-2-B-1の中で、出港前報告制度の実施状況について、参考指標として活用しながら評価することといたします。</p>
	出港前報告情報による検査の割合	密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施	

【参考】財務省におけるデジタル化の取組一覧①

※令和5年度実施計画より抜粋

1. 財政

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を行います【政策目標1-1(施策1-1-2)】。

2. 税制

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。【政策目標2-1(施策2-1-2)】。

3. 国債

海外IRの実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます【政策目標3-1(施策3-1-3)】。

「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する(オンライン開催等を含む)とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います【政策目標3-1(施策3-1-4)】。

4. 国有財産

ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舍等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供します【政策目標3-3(施策3-3-1)】。
公共随意契約による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します【政策目標3-3(施策3-3-3)】。

5. 通貨

CBDC(中央銀行デジタル通貨)を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます【総合目標4(テーマ4-2)】。

6. 貿易

税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を中期的な観点からより戦略的に実施するために中期的戦略を設けており、その中で、①安全・安心な社会の実現、②貿易円滑化の推進、③適正公平な関税等の徴収の3つの使命に基づいた施策に、開発途上国自身が自律的に国際標準に則った形で取り組むことができるよう、支援を実施することとしております。支援の実施に当たっては、引き続き国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施していきます【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

【参考】財務省におけるデジタル化の取組一覧②

※令和5年度実施計画より抜粋

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援や輸入申告に対する検査選定支援として引き続き活用していきます【政策目標5-3(施策5-3-1)】。

AEO制度の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。また、産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書の一層迅速なやり取りを可能とするため、日インドネシアEPAにおける原産地証明書のデータ交換について、本年4月からのパイロット運用を経て6月中の運用開始を目指します。さらに、タイ及びASEANとの間でも原産地証明書のデータ交換の早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)等の適切な運用に努めます【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」の内容等について随時見直しを行います。更に「税関ツイッター」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの税関行政に関する情報については、Web形式などによる講演会や税関見学も積極的に活用して、引き続き発信していきます【政策目標5-3(施策5-3-5)】。

8. 国際政策

外為法令等遵守に係る説明会は引き続きオンラインも活用しながら説明会を実施します【政策目標6-1(施策6-1-4)】。

投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、引き続き関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます【政策目標6-1(施策6-1-5)】。

開発途上国の税関当局に対しても、WCOをはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で取り組むことができるよう、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締り等に関する協力関係の強化に取り組んでいきます。なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、対面形式での交流・セミナー等を検討しますが、オンライン形式の効果が認められる部分については、同形式も併用した交流・セミナー等も検討していきます【政策目標6-2(施策6-2-4)】。

9. 地震再保険

地震保険検査の実施において必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います【政策目標8-1(施策8-1-3)】。

10. その他

(1) 共済手続

令和6年度の申請届出手続きのオンライン化や内部手続きも含めたデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

(2) たばこ事業

年齢識別自販機については、令和8年3月のたばこ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促していきます【政策目標11-1(施策11-1-1)】。9

【参考】過去5年間における測定指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合目標	16	16	16	16	16
（内 定量的測定指標）	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕
（内 定性的測定指標）	15 〔15〕	15 〔15〕	15 〔15〕	15 〔15〕	15 〔15〕
政策目標	126	128	127	127	127
（内 定量的測定指標）	50 〔26〕	52 〔27〕	49 〔26〕	49 〔26〕	47 〔26〕
（内 定性的測定指標）	76 〔60〕	76 〔60〕	78 〔62〕	78 〔62〕	80 〔62〕
合計	142 〔102〕	144 〔103〕	143 〔104〕	143 〔104〕	143 〔104〕

（注）〔 〕内の数値は、主要な測定指標の数。